学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第八章　［略］	第一章～第八章　［同上］
第九章　大学	第九章　大学
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　入学及び卒業等（第百四十四条～第百六十三条の二）	第二節　入学及び卒業等（第百四十四条～第百六十三条）
第三節・第四節　［略］	第三節・第四節　［同上］
第十章～第十二章　［略］	第十章～第十二章　［同上］
附則	附則
第九章　大学	**第九章　大学**
第二節　入学及び卒業等	**第二節　入学及び卒業等**
第百四十六条　学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第百六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。	**第百四十六条**　学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項又は短期大学設置基準第十七条第一項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。
第百四十七条　［略］	**第百四十七条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十三条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。	二　大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
三・四　［略］	三・四　［同上］
第百五十五条　［略］	**第百五十五条**　［同上］
一　学校教育法第百四条第七項の規定により学士の学位を授与された者	一　学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
二～八　［略］	二～八　［同上］
2　［略］	2　［同上］
第百六十三条の二　大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。	［条を加える。］